



記者発表資料 1枚

令和4年4月19日
福島県土木部建築住宅課
福島県避難地域復興局生活拠点課

3月16日に発生した地震により住宅が被災した方へ県営住宅等を提供します

- 1 提供対象** 3月16日に発生した地震により住宅が被災（半壊以上）し、継続的な居住が困難となった方。
※収入要件、同居親族要件は問いません。
※相馬市が交付した罹災証明書の対象住宅に居住している方に限ります。
- 2 提供住戸数** 相馬市内の県営住宅10戸程度及び
南相馬市内の復興公営住宅15戸程度
- 3 申込方法等** 受付期間 令和4年4月20日（水）から令和4年6月15日（水）まで
受付方法 随時受付（先着順）
受付窓口 福島県相双建設事務所 行政課
お問い合わせ番号 0244-26-1207
受付窓口へお問い合わせの上、必要書類を添えてお申し込みください。
申込書類や申込方法は以下のHPをご覧ください。
また、上記受付窓口でも申込書類を配布します。
罹災証明書が未交付の場合は、被災状況の申告により申し込み可能です。
【ホームページURL】
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065a/zisin-keneijyuutakuteikyoushou2.html>
- 4 提供期間** 3ヶ月（被災した住宅の修繕、復旧状況により延長あり。ただし、最大でも地震発生日である令和4年3月16日から1年間まで）
- 5 使用料** 無償（光熱水費、共益費は自己負担）
- 6 その他** 他の市町村から提供の要請があった場合は追加します。
一時的に避難された方のうち県営住宅の入居資格要件（収入要件、同居親族要件等）に該当する方で、さらに継続して入居を希望する方については、正式入居することもできます。